

当ニュースレターは、RSM Globalの英文ニュースレターの翻訳版です。日本語訳と原文（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。原文は[こちら](#)をご参照ください。

2022年12月期末決算留意事項-IFRS

1. イントロダクション

当ニュースレターでは、2022年12月31日時点での報告要求事項について説明します。

セクション2では、財務諸表の作成者と査閲者が財務諸表を作成する際に考慮すべき主要トピックと注意喚起について説明します。

セクション3では、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第30項に従い2022年12月31日時点で開示すべき、未発効の基準及び解釈指針について説明します。

セクション4では、本年度中にIFRS解釈指針委員会（以下「IFRIC」という。）において検討されたトピックについて説明します。

2. 主要トピックと注意事項(2022年1月1日以降発効)

IFRS 第3号「概念フレームワークへの参照」

2020年5月に発行されたIFRS第3号「企業結合」の修正では、資産及び負債の構成要素について、改訂された「概念フレームワークへの参照」が更新されました。特定の種類の負債及び偶発債務について、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を参照すべき状況について、本基準において例外が追加されました。

IAS 第16号「有形固定資産」(意図した使用の前の収入)

2020年5月に公表された修正では、企業が当該資産を意図した使用のために準備している間に生産した品目の販売により受け取った金額を有形固定資産の取得原価から控除することが禁止されました。代わりに、企業はそのような販売収入と関連するコストを純損益に計上することになります。

IAS 第37号「不利な契約」(契約履行のコスト)

2020年5月に公表されたこの修正では、契約が損失をもたらすものか負担を伴うものかを評価する際に企業が含めるべきコストが明記されました。契約の「履行のコスト」は、「契約に直接関係するコスト」で構成されます。これらのコストは、増分コスト(すなわち、材料や労働力などの直接費用)の場合もあれば、固定資産の減価償却など、契約履行に直接関連する他のコストの配分の場合もあります。

年次改善 (2018-2020年サイクル)

2020年5月に公表された年次改善には、IFRS基準の以下の軽微な修正が含まれています。

- **IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」—初度適用企業の子会社**
子会社は、すべての在外営業活動体に係る換算差額累計額を、親会社のIFRS移行日に基づいて、連結手続及び企業結合の影響について何の修正もなかったと仮定して、親会社の連結財務諸表に含められていたであろう帳簿価額で測定することを選択できます。
- **IFRS第9号「金融商品」—金融負債の認識の中止に関する10%テストに含まれる手数料**
金融負債の認識の中止においては、割引キャッシュ・フロー・テストに含まれる、受領手数料を控除後に支払手数料は、借手と貸手の間で授受される手数料のみを含めて決定されます。これには、借手又は貸手のいずれかが他方のために授受す

る手数料が含まれます。金融負債の条件変更があり消滅があった場合、発生した費用又は手数料は、消滅損益の一部として認識されます。消滅がない場合、発生した費用または手数料は負債の帳簿価額を調整し、金融負債の残存期間にわたって償却されます。

● **IFRS第16号「リース」—設例13の修正**

この修正では、リース・インセンティブの設例に関する潜在的な混乱を回避するため、賃貸人による賃借設備改良の補償の設例が削除されました。

● **IAS第41号「農業」—公正価値測定における課税**

生物資産の公正価値を決定する際に、修正後のガイダンスで課税キャッシュ・フローを除外する要件が削除されたため、企業は現在価値モデルで税引後キャッシュ・フローと税引後割引率を使用できるようになりました。

ハイパーインフレ経済下における注意

国際通貨基金 (IMF) の世界経済見通し (WEO) で収集されたインフレデータに基づいてハイパーインフレと判断されている国は、現在、アルゼンチン、エチオピア、イラン、レバノン、スーダン、南スーダン、ベネズエラ、スリナム、トルコ、イエメン、ジンバブエであります。さらに、ハイチとアンゴラは2022年の監視リストに残っています。上記の国の子会社、関連会社、合併会社を連結したり、持分法を適用する場合には、特別な配慮が必要となります。

3. 新基準及び修正(2023年1月1日から2024年1月1日までに発効)

IAS第8号第30項に従い、企業は、発行されたが未発効の新しいIFRS基準を開示することが求められます。

以下の表は、2023年1月1日から2024年1月1日までの1年間に発効する基準と改正を示しています。修正および新基準の早期適用は、注記開示により認められます。

発行日：2023年1月1日	
IAS第1号「財務諸表の表示」(会計方針の開示)	<p>この軽微な修正は2021年2月に公表され、2023年1月1日以降に開始する年次報告期間から発効されます。以下事項について基準の修正がなされました。</p> <ul style="list-style-type: none">● 重要な(significant)会計方針ではなく、重要性のある(material)会計方針を開示することが求められている● 金額ではなく方針の性質に焦点を当て、企業が重要性のある会計方針を特定する方法についてのガイダンスが提供された● 財務諸表の利用者が財務諸表内の他の重要な情報を理解することを要求される場合に、重要性のある方針であることを明確にするとともに、重要性のない会計方針情報よりも重要性のある会計方針情報を優先させる。 <p>また、IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」も更新され、会計方針の開示に重要性の概念をどのように適用するかについての指針が示されました。</p>
IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの及び誤謬」(会計方針の変更と会計上の見積りの変更との区別)	<p>2021年2月に軽微な修正がなされ、2023年1月1日以降に開始する年次報告期間から発効されます。この修正は、企業が会計上の見積りの変更と会計方針の変更をどのように区別すべきかを明確化するものであります。また、将来に向かって適用され、早期適用は認められます。</p> <p>当該修正により、次の事項が明確化されました。</p> <ul style="list-style-type: none">● 「会計上の見積り」の定義が精緻化され、不確実性が存在する場合に会計方針として財務諸表項目の測定を要求している場合には、企業は会計上の見積りを作成することが明記された。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな情報や開発、インプットの変更、または測定技法の変更は、誤謬の訂正によるものでない場合は、会計上の見積りの変更として取り扱う。 ● 見積りの変更は、当期の損益、または当期と将来の両方の期間に影響を与える可能性がある。変更の影響が当期に関連する場合、企業は当該影響を当期に認識する。変更が将来の期間に影響を与える場合、企業は当該影響を将来の期間に認識する。
IAS第12号「所得税」 IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」	<p>2021年5月、IASBはIAS第12号の対象を絞った修正を公表しました。これは、リースや廃棄義務などの取引に対する繰延税金負債を企業がどのように計上すべきかを明確化するものであります。IAS第12号は、特定の状況において、第15項及び24項の認識免除を適用することを企業に認めていました。認識免除により、企業は、当初認識時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせる取引を認識する際に、繰延税金の計算を除外することができました。</p> <p>しかし、IFRS第16号の使用権資産とリース債務のように、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異が生じさせるような資産と負債の両方を認識している場合に、この免除が適用されるかどうかは実務上不明確でありました。この修正では、そのような場合には免除が適用されないことが明確にされ、繰延税金が認識されるべきであるとされました。</p>
IFRS第17号「保険契約」	<p>IFRS第17号「保険契約」は、IFRS第4号「保険契約」に代わるもので、2023年1月1日以降に開始する期間から発効されます。IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びIFRS第9号「金融商品」を適用している場合は、早期適用が認められます。IFRS第17号第1項によれば、当基準の目的は、IFRS第17号の範囲内にある保険契約の認識、測定、表示及び開示に関する原則を確立することにあります。</p>
2024年1月1日適用	
IFRS第16号「リース」(セール・アンド・リースバックにおけるリース負債)	<p>2022年9月、IASBはIFRS第16号「リース」の対象を絞った修正を行いました。これは、セール・アンド・リースバック取引に起因するリース負債の当初及びその後の測定要件を追加するものであります。</p> <p>この修正では、売手である借手が、IFRS第16号第26項に規定されたレートを用いて割引いた予想リース料の現在価値を、売却された資産の公正価値と比較することにより、使用権資産の初期測定値を決定することが求められています。どの支払が売却およびリースバック取引のための予想リース料を構成するかについて、更なるガイダンスが提供されています。リースバックに起因するリース負債は、IFRS第16号第26項に規定するレートを用いて割引いた、開始日に未払の予想リース料の現在価値で測定します。</p> <p>予想リース料には、特定のインデックスまたはレートに依存しない変動リース料が含まれるようになりました。</p> <p>売手である借手は、リースバック取引から生じるリース負債を、以下の方法で事後測定することを要求されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額 ● 開始日に決定された報告期間に係る予想リース料、または該当する場合には、再測定日に決定された報告期間に係る改訂後の予想リース料を反映するように帳簿価額を減額 ● 該当する場合には、基準に定められた通りに帳簿価額を再測定

	<ul style="list-style-type: none"> ● 第38項に規定される通り、リース期間について行われた実際の支払い（市場価格を上回る条件を除く）との差異を認識する。実際の支払額に不足がある場合、または不足額の回収がある場合、売手である借手は、IFRS第16号第38項に概説されている通り、リース負債の帳簿価額も調整し、関連する調整を行うものとする <p>これらの調整を通じて、売手である借手は、リースの一部または全部の終了に関連する場合を除き、保有する使用权資産に関連するいかなる損益も認識しません。</p> <p>設例24も修正され、固定支払で市場価格を上回る条件のセール・リースバック取引に関する改訂ガイダンスが組み込まれました。特定のインデックスやレートに依存しない変動リース料によるセール・アンド・リースバック取引を説明するために、新しい設例25が開発されました。</p> <p>本修正は、2024年1月1日以降に開始する年度より遡及適用され、事後的にのみ測定可能な変動リース料が取引に含まれている場合には、一定の救済措置が与えられます。</p>
IAS第1号「財務諸表の表示」（流動負債及び固定負債の分類）	<p>この修正は当初2020年1月に公表され、その後修正され、利害関係者のフィードバックを検討後、2022年10月31日に再発行されました。2024年1月1日以降に開始する年次報告期間から発効されます。</p> <p>修正内容:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 負債を流動・非流動に分類する目的で、決済の概念に関する新しいセクションを作成した。決済とは負債の消滅をもたらす相手方への、現金、他の経済的資源、または企業自身の資本性金融商品のいずれかによる譲渡と定義する。 ● 負債の分類が、報告期間後少なくとも12か月間にわたり決済を延期することができる権利を行使する可能性に影響されないことを明確にし、代わりに、報告期間末に実質的かつ存在する決済を延期することができる権利に焦点を当てる。 ● 企業が決済の延期することができる権利が特定の条項（すなわち特約条項）への準拠を条件としている場合、本修正は、報告日以前に当該条項に準拠した場合にのみ適用されることを明確化する。 <p>さらに、これらの修正の結果として、債務および将来の特約条項に関して新たな表示及び開示の要件が追加されました。</p>

4. IFRS解釈指針委員会トピックス

IFRS 解釈指針委員会:2022 年のアジェンダ決定

トピック	関連するIFRS基準	提起された質問と議題の決定
<p>「本人」と「代理人」: ソフトウェア再販業者</p>	<p>IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」</p>	<p>質問: IFRS第15号の適用において、ソフトウェア・ライセンスの再販業者は本人か代理人か。</p> <p>他の当事者が顧客に対して財またはサービスの提供に関与している場合、企業は自らの約束の性質が、特定された財またはサービスを自ら提供する履行義務であるか（企業は本人）、それらの財またはサービスが当該他の当事者によって提供されることを手配する履行義務であるか（企業は代理人）を判断すべきである。契約の性質を決定するためには、以下のことが要求されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i)顧客に提供する財またはサービスを識別する (ii)財またはサービスのそれぞれが顧客に提供される前に、当該財またはサービスを企業が支配しているのかどうかを評価する <p>回答: 委員会は、再販業者の顧客との契約には、特定された種類と数の標準ソフトウェア・ライセンスを顧客に提供するという明示的な契約が含まれているが、再販業者が提供する販売前の助言は、顧客との契約における暗黙の契約ではないと考えた。顧客との契約時に再販業者は既に助言を提供している。したがって、顧客との契約締結時に、再販業者が標準的なソフトウェア・ライセンス以外の財またはサービスを顧客に移転するという顧客の妥当な期待も存在しない。したがって、委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、再販業者と顧客との契約において約束された財は標準的なソフトウェア・ライセンスであると結論付けた。</p> <p>再販業者が取引における本人または代理人であるか、すなわち標準ソフトウェア・ライセンスを顧客に移転する前に支配しているかどうかの判断については、委員会は、結論は関連する契約の条件を含む具体的な事実と状況に依存し、再販業者はIFRS第15号B34項からB38項に規定された枠組みと要件の文脈の中で全体的な評価を行う際に判断を適用するとの見解を示したのみでありました。</p> <p>委員会は、記載されている事実において、再販業者が本人であるか代理人であるかを述べなかったが、IFRS会計基準の原則と要件がそのような決定のための十分な根拠を提供すると結論付け、基準設定の議題に追加しないことを決定しました。</p>
<p>第三者との契約に基づく使用制限のある要求払預金</p>	<p>IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」</p>	<p>質問: 買手に対する補償以外の目的で保有現金を使用することが契約違反につながる場合であっても、要求払預金の条件により企業が要求払預金への利用可能な場合には、企業は要求払預金をキャッシュ・フロー計算書および財政状態計算書の現金および現金同等物の構成要素として含めるべきか。</p> <p>要求に含まれる事実パターンでは次のようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 要求払預金のうち、企業が要求払預金に保有されている金額を利用することを妨げないものを保有する、かつ • 契約上、特定の金額を別の要求払預金に保管し、その現金を特定の目的にのみ使用する義務がある <p>回答:</p>

		<p><u>キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物</u></p> <p>委員会は、要求払預金の使用の制限は、要求払預金が現金ではないことをもたらすものではないと結論した（ただし、これらの制限が、IAS第7号における現金の定義（手許現金と要求払預金）を満たさなくなるように預金の性質を変更する場合は除く）。</p> <p><u>財政状態計算書への表示</u></p> <p>委員会は、IAS第1号第54項 (i) に従い、提出された事実パターンの企業は、要求払預金を現金及び現金同等物として財政状態計算書に表示すると結論付けました。</p> <p>委員会は、IFRSの諸原則及び要求事項は、企業がこの問題に対して要求される会計処理が何であるかを決定するための十分な基礎を提供していると結論付けたため、これらの事項を基準設定の議題に追加しないことを決定しました。</p>
TLTRO III	<p>IFRS第9号「金融商品」</p> <p>IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」</p>	<p>質問： 欧州中央銀行の長期資金供給オペレーション（TLTRO）プログラムについて、金融機関はどのように会計処理すべきか、具体的には、金融機関はIFRS第9号およびIAS第20号の適用ガイダンスの多様性にどのように対処すべきか。要望書では、このプログラムをどのように会計処理するか、およびどのガイダンスを適用するかについての具体的な質問がなされています。</p> <p>回答： 委員会は、補助された融資（もしあれば）が補償することを意図している関連コストを識別することにも、判断が必要となる場合があることを認識しました。しかし、委員会は、TLTRO III トランシェがIAS第20号の範囲に含まれる政府融資の便益を含んでいる場合には、IAS第20号の要求事項は金融機関が当該便益の会計処理方法を決定するための適切な基礎を提供していると結論を下しました。</p> <p>委員会は、TLTRO商品の実効金利の決定方法については結論を出さず、IFRS第9号の分類及び測定要件の導入後レビューの一環として検討するようIASBに付託しました。</p>
金融資産の決済として電子送金で受け取る現金	IFRS第9号「金融商品」	<p>質問： 一部の支払システムにおいて、提出から決済までに遅延が生じる可能性があることを考慮して、企業が、現金移転が決済される日（20X1年1月2日）ではなく、現金移転が着手される日（20X0年12月31日）に営業債権の認識を中止し、現金を認識することは許容されるか。</p> <p>営業債権及び受取現金は、いずれもIFRS第9号の適用を受ける金融資産である。IFRS第9号の第3.2.3項は、営業債権の認識を中止する日を決定するためのガイダンスを提供している。第3.1.1項は、現金を金融資産として認識する日を決定するためのガイダンスを提供している</p> <p>回答：</p> <p>委員会は、IFRS第9号の適用は以下の結果をもたらすと結論付けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業は、営業債権からのキャッシュ・フローに関する契約上の権利が消滅する日に営業債権の認識を中止する、また • 企業は、同日にその営業債権の決済として受け取った現金（またはその

		<p>他の金融資産) を認識する。</p> <p>委員会は、IFRSの諸原則及び要求事項は、企業が要求されるものを決定するための十分な基礎を提供すると結論づけました。</p> <p>会計処理はこの問題に対するものであるため、基準設定の議題には加えないこととしました。</p>
負の低排出車クレジット	IAS第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」	<p>質問:負の低排出車クレジットを持つ企業は、IAS第37号の負債の定義である現在の義務を負っているか。</p> <p>回答:委員会は、政府目標を上回る平均燃料排出量の車両を製造または輸入した企業は、通常IAS第37号に基づく負債の定義を満たす法的義務を有するであろうと結論づけました。理由は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 負のクレジットを解消する義務を生じさせる可能性のある活動は、車両の製造または輸入である。報告期間の終了までに、企業が政府目標を上回る平均燃料排出量の車両を製造または輸入した場合、その義務は過去の事象から生じる。 当該義務を生み出し、政府に制裁を課す権限を与える施策は、法律の運用に由来する。したがって、当該義務は、その決済が法律によって強制できる法的義務である。 決済には、現金（企業が正のクレジットを購入した場合）または企業が翌年に受け取る正のクレジットのいずれかの経済的利益を有する資源の企業からの流出を伴う。 <p>この義務は過去の出来事から生じ、企業の将来の行動とは無関係に存在する。</p> <p>委員会は、IFRSの諸原則及び要求事項は、企業がこの問題に対して要求される会計処理方法を決定するための十分な基礎を提供していると結論付けたため、これらの事項を基準設定の議題に追加しないことを決定しました。</p>
特別買収目的会社 (SPAC): 公開株式の金融負債又は資本への分類	IAS第32号「金融商品」	<p>質問:IAS第32号「金融商品:表示」の適用において、特別買収目的会社 (SPAC) は、その発行する公開株式を金融負債と資本商品のどちらに分類するか。特に、特定の株主には償還を受ける権利とSPACの存続期間を延長に係る議決権があり、その権利のために、SPACは現金やその他の金融資産を提供することを回避する無条件の権利を持つか。</p> <p>回答:委員会は、IAS第32号には、株主の決定が企業の決定として扱われるかどうかを評価するための要求事項が含まれていないと考えました。委員会は、株主の決定に関する同様の疑問が他の状況でも生じることを認めました。株主の決定が企業の決定として扱われるかどうかを評価することは、IASBが「自己資本の特徴を有する金融商品 (FICE) 」プロジェクトを通じて取り組む実務上の問題の一つとして特定されています。</p>
年金契約グループによる保険カバーの移転	IFRS第17号「保険契約」	<p>質問:企業は、各期間において、年金契約グループにより提供されるサービスをどのように決定するか、より具体的には、企業は当該グループ内の各契約により提供される給付の量をどのように決定するか。</p>

		<p>各契約の保険契約者:</p> <p>a)保険料を前払いし、解約や返金を求める権利はない</p> <p>b)保険契約者が生存している限り、年金期間開始時から毎年一定の給付を受ける</p> <p>c)契約上他のサービスを受けない (生存保険が唯一のサービス)</p> <p>回答:委員会は、IFRS第17号が契約に基づいて提供される給付の量をの決定方法を定めていないことに留意しました。一方、企業が、各期間に提供される保険契約サービスを反映するB119項における原則を充足する方法を用いることを要求しています。事実関係（ファクトパターン）によっては、異なる方法でその原則が達成される場合があります。当ペーパーでは2つの方法を検討しました。</p> <p>1. 「保険契約者が正当に請求することのできる年金支払の金額」に基づく方法 (方法1) は、IFRS第17号B119項の原則を、各期間に提供される保険カバーを次の方法で反映することによって満たす。</p> <p>a. 保険事故（保険契約者の生存）が発生し、保険契約者が正当な請求権を有する期間にのみ給付の量を割り当てる。</p> <p>b.ある期間に保険事故が発生した場合に、保険契約者が正当に請求できる金額と、その期間に提供される給付の量を一致させる。</p> <p>2. 「予想される招待の年金支払の現在価値」に基づく方法 (方法2) は、次のようになるため、IFRS第17号のB119項にある、各期間に提供される保証カバーを反映するという原則を満たしていない。</p> <p>a. 保険事故が発生しない期間(例えば、据置年金契約の据置期間)に給付の量を割り当てることになる。</p> <p>b. 保険契約者が請求して給付を受けることが将来の期間においてしかできない金額を考慮することによって、ある期間に提供される給付の量を誤って表示する。</p> <p>要望書に記載された年金契約について、企業は、保険契約者の生存期間に関する不確実性に関連する保険リスクを受け入れる。委員会は、企業は（契約上のサービス・マージンとは別に）非金融リスクに係るリスク調整（保険リスク負担に対しての企業の補償を指す）を純損益に認識するためにIFRS第17号の他の要求事項を適用することに留意しました。委員会はそうした他の要求事項については議論しませんでした。</p> <p>委員会は、IFRSの諸原則及び要求事項は、企業がこの問題に対して要求される会計処理方法を決定するための十分な基礎を提供していると結論付けたため、これらの事項を基準設定の議題に追加しないことを決定しました。</p>
<p>多通貨保険契約グループ</p>	<p>IFRS第17号「保険契約」</p> <p>IAS第21号「為替レートの変動による影響」</p>	<p>質問:</p> <p>1. 複数通貨のキャッシュ・フローを伴う個々の保険契約（「多通貨」契約）がどの通貨建てであるかを、企業はいつどのように決定するのか。</p> <p>2. 企業は、保険契約のポートフォリオを識別する目的で「類似したリスク」を評価する際、通貨リスクを考慮する必要があるか。</p> <p>3. 企業は、保険契約グループの契約上のサービス・マージンをどのような通</p>

		<p>貨建てで決定するか。</p> <p>回答:委員会は、IFRS第17号及びIAS第21号の適用される要求事項を提示する暫定的なアジェンダ決定を公表しました。暫定的なアジェンダ決定は、適用される要求事項を「通過（ウォークスルー）」する方法を説明するのに役立ちます。</p> <p>保険契約の多通貨グループを測定する際、企業は次のことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS第17号のすべての測定要求事項を保険契約グループに適用する。要求事項には、当該グループを、契約上のサービス・マージンを含め、貨幣性項目として取り扱う第30項の要求事項が含まれる。 IAS第21号を適用し、報告期間の終了日に当該グループの帳簿価額（契約上のサービス・マージンを含む）を決算日レートで換算する。 契約上のサービス・マージンを含むグループがどの通貨建てであるかを当初認識時に決定する会計方針を策定する。 <p>企業は、企業固有の状況及びグループ内の契約条件に基づき、会計方針の策定および適用に当たり判断を行使する。会計方針は、目的適合性および信頼性のある情報をもたらす(IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第10項に記載されているとおりである。)、類似の取引その他の事象および条件について一貫して適用されなければならない (IAS第8号第13項)。</p> <p>IFRS第17号の適用においては、保険契約グループに対して単一の契約上のサービス・マージンを設定する。したがって、IAS第21号を適用する目的で、契約上のサービス・マージンはグループ内のキャッシュ・フローの複数通貨建てであると企業が決定するとした場合には、企業は次のことを行うこととなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能通貨に換算した後、契約上のサービス・マージンを単一の金額として考えて、当該契約グループが不利であるかどうかを評価する 当期に提供されたカバー単位および将来提供されると予想されるカバー単位を決定する単一の方法を適用して、純損益に認識する契約上のサービス・マージンの額を決定する。 <p>委員会は、IFRSの諸原則及び要求事項は、企業がこの問題に対して要求される会計処理が何であるかを決定するための十分な基礎を提供していると結論付けたため、これらの事項を基準設定の議題に追加しないことを決定しました。</p>
<p>特別買収目的会社 (SPAC) : 取得時のワラントの会計処理</p>	<p>IAS第32号「金融商品」 IFRS第2号「株式報酬」</p>	<p>質問:企業はSPAC取得に係るワラントをどのように会計処理すべきか?</p> <p>回答:委員会は、以下を適用すると結論付けました。</p> <p>a) IFRS第2号-証券取引所上場サービスを取得するために発行された金融商品の会計処理。</p> <p>b) IAS第32号-現金の取得およびSPACワラントに関連する負債を引き受けるために発行された金融商品の会計処理。これらの金融商品は商品</p>

		<p>またはサービスを取得するために発行されたものではなく、IFRS第2号の適用範囲には含まれない。</p> <p>事実および状況が、企業はSPACワラントを取得の一部として引き受けていないというものであると結論を下す場合には、普通株式とワラントを現金および証券取引所上場サービスを取得するために発行する。この場合、企業は、どの金融商品を現金を取得するために発行し、どの金融商品を証券取引所上場サービスを取得するために発行したかを決定する。</p> <p>委員会は、IFRSの諸原則及び要求事項は、企業がこの問題に対して要求される会計処理方法を決定するための十分な基礎を提供していると結論付けたため、これらの事項を基準設定の議題に追加しないことを決定しました。</p>
<p>貸手のリース料免除</p>	<p>IFRS第9号「金融商品」 IFRS第16号「リース」</p>	<p>質問:リース契約に基づいて借手から支払われるべき金額の貸主による免除のみが変更された場合、貸手と借手は特定の賃料の減免をどのように会計処理するか</p> <p>貸手は、オペレーティング・リース債権に対してIFRS第9号の減損の要求事項を適用する必要がある (IFRS第9号第2.1項(b)(i))。貸手は、賃料減免が行われる前の期間において、オペレーティング・リース債権の一部として認識されるリース料の支払免除の見込みを、オペレーティング・リース債権の予想信用損失の測定において検討する。</p> <p>また、貸手は、オペレーティング・リース債権に対してIFRS第9号の認識中止要件を適用する必要がある (IFRS第9号第2.1項(b)(i))。貸手は、貸手がオペレーティング・リース債権において認識していたリース料のうち、特定されたリース料を支払う義務を借手から法的に免除する。したがって、貸手は、借手の債務を法的に免除したことにより、オペレーティング・リース債権からの特定のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅するため、IFRS第9号の認識中止要件を満たしていると結論する。貸手は、賃料の減免が付与された日に、オペレーティング・リース債権を関連する予想信用損失引当金とともに認識中止し、差額があれば純損益として認識する。</p> <p>貸手は、リースに基づく将来のリース料に対して、IFRS第16号のリースの条件変更の要求事項を適用する。賃貸借契約は、当初の契約約款になかった賃貸借を対価とする変更であり、賃貸借変更の定義に合致する。貸手は、まだ契約上支払期限が到来しておらず、かつ、オペレーティング・リース債権に含まれていなかったリース料の一部を免除している。貸手は、IFRS第16号第87項に従い、オペレーティング・リースの変更を新しいリースとして会計処理する。貸手は、IFRS第16号第81項を適用し、修正された将来のリース料を定額法またはその他の体系的な方法で収益として認識する。</p> <p>回答:委員会は、IFRSの諸原則及び要求事項は、企業がこの問題に対して要求される会計処理方法を決定するための十分な基礎を提供していると結論付けたため、これらの事項を基準設定の議題に追加しないことを決定しました。</p>

IFRS 解釈指針委員会 2022 年のその他トピックス

トピック	関連IFRS基準	開催日
年金契約に係る利益の認識 質問:企業は、企業が年金契約の契約者に提供するサービスに基づいて、どのようにして未稼得利益を収益として認識すべきか。	IFRS第17号 「保険契約」	2022年2月1日
超インフレの親会社による超インフレではない子会社の連結 質問:連結財務諸表の作成において、親会社はIAS第29号を適用して、超インフレではない子会社に対して表示された当期および比較金額を修正再表示すべきか。	IAS第21号 「外国為替レートの変動の影響」 IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」	2022年6月14日-15日
交換可能性の欠如 今後の方向性-公開草案2021年4月発行 当資料は、基準の修正案、回答者によって提起された主要な問題、プロジェクトの今後の方向性、および委員会が検討すべき問題を要約したものである。	IAS第21号 「外国為替レート変動の影響」	2022年9月13日

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>